

実効性のある消費者被害回復制度の
実現を目指すシンポジウム
報告書

開催日時：2022年1月25日（火）午後6時～午後8時

開催形態：オンライン

主 催：日本弁護士連合会

共 催：京都弁護士会

※本報告書は、シンポジウムにおける報告者及びパネリストの発言内容をまとめたものであり、日本弁護士連合会としての公式な見解ではありません。

シンポジウム進行次第

1 開会挨拶

原 章 夫 (日本弁護士連合会副会長)

2 特定適格消費者団体の活動報告

- ・特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

長 田 淳 (同会副理事長, 埼玉弁護士会)

- ・特定非営利活動法人消費者機構日本

中 野 和 子 (同機構理事, 第二東京弁護士会)

- ・特定非営利活動法人消費者支援機構関西

五 條 操 (同機構理事, 大阪弁護士会)

3 ベルギー調査報告

大 西 洋 至 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員, 京都弁護士会)

4 MR | インターナショナル事件による被害についての報告

五十嵐 潤 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事, 第二東京弁護士会)

5 パネルディスカッション

- ・パネリスト

三 木 浩 一 氏 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

五 條 操 (特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事, 大阪弁護士会)

中 野 和 子 (特定非営利活動法人消費者機構日本理事, 第二東京弁護士会)

五十嵐 潤 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事, 第二東京弁護士会)

- ・コーディネーター

鈴 木 敦 士 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長, 東京弁護士会)

6 閉会挨拶

釜 井 英 法 (日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長)

(司会・本間) 定刻になりましたので、日本弁護士連合会主催の「実効性のある消費者被害回復制度の実現を目指すシンポジウム」を開会いたします。本日の司会は東京弁護士会の本間紀子が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、本シンポジウムにご参加いただきありがとうございます。本日のシンポジウムに関する注意事項は、先ほどまで表示されていたスライドにも記載してありましたが、事前配布資料の表紙の次のページにも記載してございますので、ご確認の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、当連合会副会長原章夫から開会のご挨拶をいたします。原副会長、よろしくお願いいたします。

(原) 日本弁護士連合会副会長の原章夫です。主催者を代表してご挨拶を申し上げます。まず、本日はお忙しい中、実効性のある消費者被害回復制度の実現を目指すシンポジウムにご参加いただきありがとうございます。

ご承知のように、消費者被害の集団的な回復のために、特定適格消費者団体が消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる訴訟制度が定められた「消費者裁判手続特例法」が2016年10月に施行されました。しかし、実効性のある消費者被害回復制度というには、なお課題を残していると思われま。

本シンポジウムではまず、特定適格消費者団体の活動をご報告し、現行の制度の課題を明らかにしていきます。

次に、参考になる諸外国の制度としてオプトアウト制度を導入しているベルギーの集合訴訟制度を報告いたします。また、詐欺的な投資被害について、米国の制度を活用して日本の被害者が被害を回復した事例を紹介いたします。

これら報告等の後にはパネルディスカッションが予定されています。パネリストとして報告者に加え、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の三木浩一先生をお招きしています。ご登壇いただきます皆様には、お忙しい中、お時間をいただき貴重なお話をさせていただけることに心より感謝申し上げます。

このシンポジウムが実効性のある消費者被害回復制度について考える機会となること、さらには、この実効性のある消費者被害回復制度の実現を目指す取組の契機となることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 原副会長ありがとうございました。それでは、最初のプログラムである「特定適格消費者団体の活動報告」に入らせていただきます。特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会の長田淳弁護士から報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

(長田) よろしく申し上げます。埼玉消費者被害をなくす会の弁護士の長田と申します。当会からは集団的被害回復訴訟のスキームでやらせていただいた給料ファクタリングの判決、事案の報告をさせていただきます。ともかく、この制度にのってやってみようと思ってやったことを経過をそのままご報告させていただくということにさせていただければと思

っています。

まず、「給料ファクタリング」ですが、事業者の事業の概要というものを説明させていただきます。給料ファクタリング業者というのは、給料のうち一定額を給料ファクタリングの事業者に譲渡する賃金の譲渡契約書というものを締結して、その際に、この事業者の場合には20%程度の手数料を控除して給料を買い取るという契約をします。例えば、5万円を4万円で購入するという契約をします。そして、消費者が5万円を期日までにファクタリング業者に振り込むことを条件にして、ファクタリング業者は勤務先に対して債権譲渡通知を送付しないという契約内容になっています。

貸金ではないというのがもともとのもとの事業者の主張ですが、実際の経済的機能としては、4万円の金員に1万円の利息をつけて1か月以内に返済するということになるので、この場合、実質金利は年利300%以上になります。出資法で事業者に刑事罰が処されるのはご承知のように年20%ですから、これを大幅に上回る貸金業の脱法行為である業態といえることができます。

事業者の行為の法的な問題点ですが、もしこれが、いわゆる貸付だということになれば、最高裁の平成20年6月10日判決が存在しまして、業者に給付した金額は全額不法原因給付ということになります。上記の例では受領した4万円を控除することなく、事業者に支払った5万円が損害ということになります。特に給与の場合には、労働基準法上、労働者への直接払いの規定がありますから、そもそも債権の譲渡を受けることによって事業者が勤務先から直接支払いを受ける余地はないという点からも、契約が貸金契約以外のなものでもないといえることがいえると考えられます。この点については、金融庁も後に同様の見解を公表しています。

私どもがこの件を特定適格消費者団体として扱おうと考えた理由ですが、こういう事業者からの借入れを勤務先に知られたくないという形が多く予想されます。多数の消費者が泣き寝入りしていることが考えられます。こういう事案を個人で被害救済した場合は、「分かって契約しているのだから」という見方をされたり、個人が生活上の問題を抱えたりしていることなどから、訴訟提起をした場合でも和解等を強いられ、判決で商法の違法性を確認する事態まで至らないケースも多いと考えられます。

給料ファクタリング事業者の違法性が消費者に注視されないまま被害が継続していく恐れがあるのではないかと考えました。そこで、この事案を扱おうと思ったのですが、基本的には赤字になる可能性も相当あるだろうということと、事業者に逃げられてしまったらどうなんだろうということも考えました。ただ、取り扱っている事案が当会ではこれまで一件もなかったということで、とにかくこの制度をまず利用して、具体的に利用した上でどういう点が問題なのかということを確認するという意義もあるのかなと思ひまして、この給料ファクタリング商法の撲滅という社会的意義も考えて本事案を取り扱うことにしました。

本件の場合、財産の散逸が考えられたので、仮差押えの申立てもさせていただきました。この際、どれぐらいの被害者がいるかということですが、当会で把握している被害者でも10

名程度はいたのですが、基本的にパイオネット（PIO-NET）の相談情報では、自分が借り入れをしたという形の内容が14件ぐらいでした。これで相談例の一回の買取額が5万円であったというところから計算して、被害者280名で5万円ということで1,400万円を保全債権の総額として特定しました。もう少し被害者がいるということは想定できたのですが、余り金額を大きくすると担保金の額も増えてしまうため、多少控えめに想定するという必要性もありました。

仮差押えの申立てに当たっては国民生活センターによる立担保援助制度の利用をしました。立担保の手続きは非常にスムーズにいきましたのでよかったですけれども、申立てから決定まで、コロナの関係で担当者さんがいないということもあって1か月ぐらいかかってしまいました。担保金の額は420万円でした。

仮差押え前後の経過ですが、記載のとおり、給料ファクタリングの違法性がかなり認知されてきました。最終的にこのZERUTA（ゼルタ）という業者は代表者・会社それぞれ出資法違反等で有罪判決を受けています。

判決と現在の状況について説明します。2020年6月8日に訴訟を提起して、送達等で非常に時間がかかったというところもありますが、裁判所が慎重に審査して2月26日に全額認容する判決が言い渡されました。4月12日に簡易確定手続の申立てをして同年5月18日の手続、開始決定ということになりました。簡易確定手続には23名の方が手続参加して、仮差押え決定に基づき配当がなされた金額は193万円という金額にとどまるのですが、参加された人の観点からいくと、10%程度の配当が予定されています。

現状を通じて感じた課題です。まず、実際の被害額ですが、刑事事件を傍聴した結果、被害の総額が50億円だということが分かりました。また、代表者個人は営業をやめる直前、仮差押えの前後には5億円が法人の手元にあって、これを代表者が仮想通貨等の形で領得しているということが刑事事件で供述されました。となると、被害回復がこの手続によって、私たちによってできたものというのは非常に微々たるもので、とても成功といえるような事案ではないということが分かるかと思います。

具体的な問題点としては、悪質事業者の利益の行き先である個人を訴えることができないとか、被害者数、被害額の算定方法、PIO-NET上は14件の借入者の相談しかなかったのですが、実際には被害額が50億円ということで、被害者数や被害額をどうやって正確に把握するかということが課題になりました。

そういう関係からすると、PIO-NETだけではなくて行政庁の持っている情報を有効利用できる制度というものが整備されていたほうがいいのではないかということや、せめて第一段階の判決確定後に財産調査できる制度の導入とかを検討していただければよかったなという思いもあります。本件は基本的には会としては赤字になるかなというところもありますが、赤字覚悟で何度も訴訟することはできないなど。財産的な手当等も検討していただきたいと思います。

消費者庁の方で制度についての取りまとめがなされて、この中には、一応の提言をいただ

いているものもあれば、提言には至っていないものもあります。この案件でいうと、やはり個人を訴えることができないというところが非常に問題で、今回の取りまとめでは、事業者の故意または重過失の不法行為で、それについて代表者等が故意または重過失があった場合には、という形で訴える相手を少し広げるような提言がされていますが、本当にそれだけで悪質事業者の被害回復としてこの制度が機能するかどうかというところは、個人的にはもう少し広げることを考えていただいてもよかったのかなという印象は持っています。ただ、広がるということで多少期待している面があることも事実です。簡単ですが、以上で私からの報告とさせていただきます。

(司会) 長田先生、ありがとうございます。続きまして、特定非営利活動法人消費者機構日本の中野和子弁護士から報告をいただきます。中野先生、よろしくお願ひします。

(中野) 消費者機構日本で WILL (ウィル) の訴訟を担当しておりました中野です。ウィルの案件というのは、消費者庁が 2018 年 12 月 21 日に 15 か月間の業務停止命令をかけた案件です。この事件は、ウィルフォンという専用電話にカード型 USB メモリのアプリをインストールすると、これによって日本のテレビが見られるというものです。この USB を消費者が購入して、それをウィルの方に賃貸すると収益が得られるという仕組みでした。これを購入した消費者がさらに会員を増やすと紹介料が得られるという連鎖販売取引で多額の販売を行っていました。スキームとしてはレンタルオーナーのネットワークビジネスということになります。

消費者庁によれば、消費者から借りた数が約 53 万個に対して、賃貸台数が 9,350 台ということですから、ほとんど賃貸に出していない。それなのに収益を得ているのかという問題があったわけです。これは自転車操業ではないかということですね。「ウィルフォンライセンスパック」8 個セットは 59 万 6,160 円、4 個セットは 29 万 8,080 円、これを 3 年間賃貸すると、8 個セットの場合は 72 万円ですから、もとが取れて、預けているよりは入ってくるという仕組みです。もちろん、誰も購入商品は受け取っていないというものでした。

そこで消費者庁としては、事実不告知ということで本件商品がなくてもいいということ、それから、レンタル実績については商品の数と比べて、貸しているのがごく少ないですねということを書いていなかったではないかということも、この業務停止の理由としていました。

それで、提訴するということであっても、自転車操業と思われましたので仮差押えをかけようと考えたわけですが、そもそも財産がどこにあるのか分からなかったわけです。会社所在地は賃貸でしたし、振込元口座も不明で、被害者の方にお話を聞いても、この先、要するに賃料の振込先というのがありますから、その口座も調べようとしたけどできなかった。何よりも空リースだという証拠資料がほしかったのですが、これを消費者庁に求めたところ、渡せないというふうに言われた。

その結果、断念しましたが、そもそも消費者自体が被害に気づかないという案件でしたので、消費者庁から情報提供受付を要請されましたが、受け付けたものがほとんどなくて、し

かも数少ない被害者からのお話によると、ウィル側から働きかけられて解約、返したということ、ウィル側の説明会の中で行政の認識は間違っていると言っていたということなどがあって、とても仮差押えをかけられる状況ではなかったわけです。

そこで、私としては、消費者庁が処分しているのだから、その行政資料は国民のものではないかと。それを特定適格消費者団体が利用できないというなら、目をつぶって訴訟しろと言うようなものですから、こういうものを利用したいと。それから、どのような調査をしたか分かりませんが、金銭の流れを知っているなら、それを知りたいとか、あるいは、そもそも処分したんだったら、15 か月間でもいいから、資金を凍結できるようにしてほしいということ考えた次第です。私からは以上です。

(司会) 中野先生、ありがとうございます。続きまして、特定非営利活動法人消費者支援機構関西の五條操弁護士からご報告をいただきます。お願いいたします。

(五條) 消費者支援機構関西の弁護士五條です。それでは、私から報告させていただきます。この報告では比較的少額の債権について、被害回復を求める特定適格消費者団体の取組と、その限界についてお話しします。

消費者支援機構関西、通称 KC'S といいますが、KC'S は消費者裁判特例法上の訴権団体、特定適格消費者団体で、2017 年に認定を受けています。規模等についてはレジュメ記載のとおりです。KC'S の規模というのは、全国に 22 ある適格消費者団体すなわち事業者に対する差止訴訟を提起する権限を持つ団体の中では上位 3 番目までに入ります。他方で、1 ページ下の方に書いていますが、暴力団に対する差止訴訟の権限を有している適格団体と比較すると、その財政規模はかなり小さいです。特定適格消費者団体の財政的・人的規模は、特定適格消費者団体として現状できることと、難しいことが、それぞれ何かという点に影響しますのでご紹介します。

KC'S には 2022 年 1 月現在、訴訟実績はありません。他方で、問題のある表示等により消費者を勧誘し、契約していた事業者に対して裁判外で任意に返金を求める活動を行っており、これで一定の実績を上げています。あくまで任意の交渉ですが、事業者と当団体が特例法上の訴訟権限を有していることを前提に交渉を行い、一部返金に応じていると考えています。

裁判外の任意返金方式にはメリットとデメリットがあります。メリットとしては、まず対象者への連絡が比較的容易である点です。現行法上、消費者裁判特例法上の第一段階、共通義務確認訴訟で団体が勝訴した場合、対象者への通知義務は団体が負うことになっています。事業者が対象者への連絡を行えばコストも低減しますし、事業者から対象者の名簿を取得する必要もありません。なお、対象者への通知公告については、昨年 9 月に取りまとめられた「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」で団体の負担軽減の方向性が示されているところです。また、返金手続を事業者が行うため、団体側のコストが抑えられますし、もともと事業者は対象消費者の連絡や管理の手段を有していることが多いと思われるので、比較的容易に消費者に返金を行うことが可能と考えられます。

なお、現行法上、共通義務確認訴訟で裁判外での返金を行うことを内容とする和解を行うことは困難ですが、先ほど述べた検討会報告書で和解の柔軟化の方向が示されているところ です。

最後に、事業者が任意に返金を行う場合、消費者には通常費用負担は発生しません。他方でデメリットもあります。あくまで任意の手続ですので、事業者の協力が必須であります。それから、今ご説明している任意の返金請求というのは、消費者庁や自治体の行政処分や措置命令等をきっかけに事業者に対して働きかけることが多いのですが、事業者が行政処分そのものを争っているような場合には当然のことながら返金には応じないのが通常です。こうした場合、団体側は独自に事業者に対して共通義務確認訴訟を起こすかどうかを判断しないといけないのですが、提訴判断や立証のために行政処分の根拠となった資料を手に入れられれば、そうした判断や立証が容易になります。

しかし、先ほどのご報告にもあったように、現行法上、資料の入手手段がありません。特商法や預託法違反については法改正により今後一部の資料入手が可能となりましたが、例えば、景表法の措置命令については法的手当がされていません。事業者に対し、資料の開示を求めても、法的根拠がないため拒否される場合が多いのも実情です。また、裁判外で返金を実現しても、消費者団体には何ら報酬は発生しません。これは先ほど述べたように消費者にとってはメリットかもしれませんが、被害回復を行う団体の持続可能性という観点からは問題となっております。

それでは具体的な事例をご説明します。まず、1点目ですが、葛の花イソフラボンを原料とする健康食品販売会社への措置命令を契機とする返金請求活動です。経過はレジュメに記載のとおりですが、17年の11月に消費者庁の景表法に基づいた措置命令が行われます。具体的には、対象商品を摂取するだけで誰でも容易に腹部の痩身効果が得られるように示す表示というのが問題になりました。

その後、KC'Sから販売各社に対し対象者への返金が可能であることの通知とか、返金に応じること、返金状況をKC'Sに報告すること等を求める文書を発送しました。この対象が15社ありましたが、うち12社が報告に応じておまして、返金実績は1万6,566名に達しています。大きな成果であると考えています。

二つ目の事例を次にご紹介します。次の事例は、健康食品の定期購入事業者に対する返金請求活動です。初回100円等の表示を強調する一方で、定期購入が必要であることについて消費者に分かりにくい表示を用いて勧誘を行っていたとしてKC'Sが判断し、2020年8月に返金を求める申し入れを行いました。

この事業者は回答を先延ばしにするような対応をしていたのですが、その一方で、同じ年の10月に解散決議を行って官報公告していたことが後に判明しました。なお、解散の事実については商業登記簿やホームページには記載されずに、そのためKC'Sが把握したのもかなり時間が経った後になります。KC'Sとしては同じ年の12月に消費者に対して債権届出が可能であること等をホームページで周知しましたが、結局、共通義務確認訴訟の提起には

至りませんでした。

この事例の問題点は、先ほど来の他の報告とも共通しますが、一つは回収可能性が不明であることです。そうすると実際に手続を進めても強制執行等に困難が予想されます。他方で、簡易確定手続に移行した場合に当団体には相当の手続負担の発生が予想されました。これは通知公告を行ったり、対象者への問い合わせに対応する費用です。さらに、被害事例の被害単価というのは定期購入の1単位が3万9,200円でしたので、これで費用を賄うというのは、事業者からの回収可能性を考えるとかなり困難で、なおかつ、この事業者には恐らく万単位以上の被害者がいたと思われるので、そういった意味でも非常に負担が大きかったということになります。

これについては、先ほど来ご紹介している検討会報告書で対応案が提示されています。一つは、簡易確定手続開始の申立義務は柔軟化されています。それからもう一つは、簡易確定手続を行う業務に関して指定法人というのを作って、そこが業務代行することによって個々の特定適格団体の負担を減らすというやり方が考えられています。ただし、事務代行がありますが、これによって事務コストが完全になくなるわけではありません。さらに言うところこのコストの負担を誰がするかということが問題になります。さらに加えて言うと、事務コストの負担が、今まではボランティア的なことで団体内部で消化していたのですが、それが外部化することによってお金になって、それが払われなくなるという問題が出てくるので、必ずしも検討会報告書に示した方向性だけで問題は解決しないのではないかと考えています。

この問題について、どのような処方箋を示すべきかについてはシンポジウムの方でお話ししたいと思います。私からは以上です。どうもありがとうございました。

(司会) 五條先生、ありがとうございました。続きまして、京都弁護士会、日弁連消費者問題対策委員会の大西洋至弁護士からベルギー調査の報告を行います。よろしくお祈りします。

(大西) 京都弁護士会に所属しています弁護士の大西洋至と申します。よろしくお祈りします。私からは、昨年2月に開催したベルギーの海外調査報告をさせていただきます。

調査概要ですが、当初は一昨年の2月中旬頃に実際にベルギーに訪問して調査する予定でしたが、直前のコロナの影響によって急遽延期となりました。ただ、訪問先等と連絡を取り合っていたため、ある程度パイプができていたということで Zoom での調査を行うことになりました。

期間としては2月2日から3月31日までの7日間ということで、この間、相手のところとあわせて大体時差で6時～9時ぐらいまでの間で行いました。

調査先としては1～7のところに行っていますが、このうち①は事業者団体であり、⑤のテスター社というのが消費者団体です。全て Zoom で開催して、参加者も日弁連、京都弁護士会から合計で14名と報告者に書かれていますが、全員14名参加したということではなく、そのとき、参加できる人が入るということで流動的に参加していただいた。そして通訳の方

が1人ずつと参加していただいたということです。

調査目的ですが、当初京都弁護士会の契約法部会で新たな海外調査先としてオプトアウト制度を採用しているところを中心に探していたところ、ベルギーにおいては2014年集団訴訟制度を導入しており、オプトアウト制度を導入しているということから、ベルギーの制度と活動状況を調査することで日本の導入可能性を探るとともに、より柔軟な和解制度の導入が行えるのではないかとということでベルギーを調査先と決定しております。

調査概要ですが、まず、ベルギーにおける集団訴訟制度の概要として、前提条件が三つありまして、一つは対象範囲として被告事業者に契約上の義務、またはEUあるいはベルギーの消費者規制または法律に影響されている行為のいずれかによる違反の恐れがある場合であるということ。二つ目として訴訟の主体として適切な集団代表者によって提起されていること。三つ目として優越性として集団訴訟が個々の民事訴訟よりも適切である場合ということが必要とされています。

一つ目の対象範囲としては、規制法律というものが競争法、銀行業務、市場慣行、消費者保護、製品の安全性、知的財産と非常に広範囲のものが対象となっております。

訴訟の主体につきましては、ベルギーの法律では明示的かつ正確に集団訴訟の代表者も適切でなければならないとされておりまして、「法人格を持ち、消費者に関する特別諮問委員会」に代表されるか、消費者問題大臣によって認定された消費者団体であるとか、その目的が集団被害に直接関連し、消費者問題大臣によって認定された法人格のある非営利団体等が主体となることができる、となっております。また、ベルギーの集団訴訟では、2018年から中小企業の企業間の紛争まで拡大されていますので、その場合はまた別途違う要件によって主体となることが規定されています。

三つ目の優越性としては、集団訴訟が個々の民事訴訟よりも適切である必要がありますが、それは潜在的なグループの規模とか集団的機會に関連する個々の損害の存在、集団訴訟メカニズムの複雑さと司法の効率、訴訟が提起された消費者グループの法的安定性などを考慮して判断されるということになっております。管轄としてはブリュッセルの商事裁判所、上訴ではブリュッセルの控訴裁判所というのが専属管轄という形になっております。

調査結果の概要として、まずベルギーの制度の手続の流れを簡単に説明しますと、まず集団賠償訴訟が申し立てされると、法律上では先ほどの説明した前提条件を考慮して、2か月以内に裁判所が集団訴訟の認可許可決定をすることになっております。ここで、法律上、説明しているのは、後で説明しますが、実際の訴訟においては2か月という期間は守られていないのが実情となっております。

認可後、裁判所はまず被告事業者と交渉期間を設定することになっていまして、原告である団体と事業者が合意交渉を行うことになっております。そして合意交渉が整わなかった場合に初めて本案審理に移行するという形になっております。本案審理では聴聞会を開催して双方の意見を聞いて判決に至るということになっております。判決では清算人の指定や公告への決定までが含まれております。

判決後は清算人が手続を行うこととなりますが、実際の訴訟は、この後に事例も紹介しますが、訴訟で判決に至ったケースというのはなかったため、そのあたりの具体的な話は聞けなかったというのが実情であります。

調査結果の概要のその他の部分として、まずオプトイン・オプトアウトということで、ベルギーの制度では裁判所が認可決定の際にオプトインかオプトアウトを裁量によって選択できる制度となっております。選択の基準は規定がないため、完全に裁判所の裁量ということになります。ただ、メンバーがベルギーに居住していない場合及び身体的・精神的な損害が請求されているような場合に関してはオプトインになることは一つ決まっています。このあたりは後ほど説明します。

取下げに関してですが、集団訴訟が一度申し立てられたら、認可されるとその取下げは裁判所の許可が必要となってくるとなっております。認可前は必要ないのでその場合は合意されたら取り下げることができます。この点はまた、この後の和解のときに話します。

ベルギーでは多くの消費者の損害は訴訟外での解決を優先していますので、和解については訴訟前、訴訟提起後の認可前、認可後の調整交渉段階ということで、各段階で和解が可能とされています。集団訴訟認可決定がされましたら、グループメンバーが既に開始した個々の手続は同一目的・同一原因であれば終了するというようになっております。

運用実態として事件数ですが、調査段階では10件の訴訟が提起されておまして、そのうち、3件が和解で終了しており、うち1件は消費者団体が敗訴となっているということでした。10件中9件がテスター社という消費者団体が行っていましたが、テスター社に集中しているというのは費用面の問題があると考えられておまして、ベルギーでは勝訴した場合も含め、団体自体が利益を上げることができないため、団体自体に資金がないと提訴できないということになっているということでした。テスター社自体は、もし興味があればホームページを見ていただければ分かりますが、様々な活動をしておまして、会員登録して会費を徴収する形をとっていますので、それが収入源となって訴訟提起することが可能になっているということでした。

期間ですが、先ほど法律上、2か月で裁判所は認可決定をしなければいけないということでしたが、それが守られていないという話で、実際10件中3件が認可決定されていますが、平均日数が360日ではほぼ認可決定まで1年かかっているのが実情ということのようです。これだけの時間がかかる理由としては、裁判所が限定条件の中の優越性の判断をしなければいけないに加えて、オプトインかオプトアウトかという選択もしなければいけない。双方の意見を聴取して判断するのに非常に時間がかかっているということのようでした。

三つ目の基金とか保険に関しては、ベルギーにおいては特別なものは存在しないということで、財政面については集団訴訟提起には多額の費用が要するというので、実際に訴訟提起するかの判断においては、費用面は重要な判断要素になっています。先ほどのテスター社に集中してそれ以外の団体はなかなか訴訟提起できないという理由も、説明したとおり、別での収入資源を持っていない団体に関しては、その点がネックでなかなか訴訟提起に及

んでいないのではないかとということ、当初、集団訴訟制度が導入される前に想定していたものと訴訟件数が実際に少ない理由になっているのではないかとということでした。ただ、このあたり、新たな EU 資源において第三者に融資が認められるようになったため、多分その点は改善されるのではないかとということが期待されているということでした。

事例紹介ですが、まず1点目としてディーゼルゲート事件というのは、フォルクスワーゲンのグループが自動車の NOx の排出量を改ざんしたという事件で、こちらが実際に提起されたのが 2016 年の 6 月 30 日ですが、裁判所が集団訴訟を認可したのが 2017 年 12 月 18 日です。こちらは、制度としてはオプトアウトを選択したということで、これが 10 件中唯一オプトアウトを選択した事件となっております。こちらは 2018 年 7 月から約 1 年間合意交渉を行いました、合意には至らず本案に進んでいるということです。2019 年 9 月から本案が開始され現在も係属中ということで、今年の 4 月 4 日に期日が予定されていて、またちょっと時間がかかりそうだという件です。

二つ目のライアンエアーの事件ですが、こちらはストライキによりフライトが遅延してキャンセルされたものに対する補償を求めたという事件です。こちらも 2019 年 7 月 11 日に訴えを提起しまして、裁判所が認可したのは 2020 年 12 月 7 日ですので、1 年以上空いて認可された。こちらはオプトインを選択したという形になっています。これは調査段階ではまだ係属中でしたが、最近ホームページを確認したところ、和解で終了してしまっていて、内容としてはライアンエアーがフライトを予約するための 4 年間有効なバウチャーを受け取られるようにして、それがもしバウチャー自体を使用しないということは、発行日の 1 年後に現金に換金できるという内容で和解したということになっております。

1 と 2 の事件に関してはテスター社という消費者団体が提起したのですが、三つ目のエネルギー供給会社に対するものに関しては消費者メデイエーションサービスが提起した事件となっております。こちらはエネルギー供給会社が契約者に対して定額の固定料金の請求を行ってきたところ、1 日とか 1 か月で解約しても、年間固定料金の金額が請求されていたことに対して問題提起した事件となっております。

こちらは、先に連邦のエネルギーオンブズマンの方が苦情を受け付けて勧告を行ったんですが、それに対してエネルギー供給業者が対応しなかったために消費者メデイエーションサービスに訴訟提起を依頼して訴えを提起したというものになっています。こちらも 2018 年 8 月 3 日に提起した後、まだ調査段階では認可決定がされておらず、オプトインかオプトアウトかという判断もされていないという状況でした。

続いて和解として 3 件ありまして、国鉄事件、トーマス航空事件、グルーボン事件の三つです。この三つに関しましては、1 番と 3 番の事件に関しては訴訟提起後、認可前に和解が成立して訴えを取り下げた事件です。2 番のトーマス航空事件に関しては認可決定後、その後裁判所の承認を得て和解承認を得たという事件になります。

この和解の活用方法の意義ですが、テスター社消費者団体は提訴前に相手方事業者に交渉を求め、まず話し合いでの解決を求めているということでした。相手方事業者が交渉を拒

否するなど、応じなかった場合には提訴しているということで、提訴前に交渉するというのは日常複数の様々な事業者と行っているようで、相手方になる事業者はほとんどが中小規模事業者ということです。テスター社によると、提訴前に和解に至らない場合において提訴することで、相手方は請求内容が明確になるということで、より交渉のインセンティブが働くということでした。実際に①の国鉄事件に関しては提訴後すぐに国鉄側から和解の申入れがあったということです。

提訴前、提訴後、認可前に和解できれば取下げが可能ということで、これが1と3の事件です。認可後に関しては裁判所の承認が必要ということで、これが②の事件となっております。

オプトインとオプトアウトですが、制度としては裁判所がオプトイン・オプトアウトを選択することになっておりますが、これに関して法律上基準は一切規定されていないので、先ほどのように裁判所の完全な裁量ということになっております。

裁量であるがために長所と短所がありますが、まず、長所としては、多数の消費者が少額の被害を受けている場合にオプトアウトを選択する可能性があります。裁判所は当事者双方からオプトアウト・オプトインのいずれを希望するかその理由を聴取する必要があるため、消費者団体はより具体的な事情を踏まえてオプトアウトを採用するように主張することが可能となっていて、それによりオプトアウトが選択される可能性が非常に高まります。逆に短所としては、選択基準が法律上明確ではないということで、裁判所がなぜオプトアウト・オプトインを選択するのかという基準が非常に不明確であるということがあります。

10件の訴訟において原告は全てオプトアウトを要求していますが、現時点ではフォルクスワーゲン事件のみがオプトアウトを選択したということになっております。消費者団体からすると、なぜオプトアウト・オプトインを選択したのか、その具体的な理由を理解することが困難であって、裁判所のフィーリングでしかないという認識であるということをおっしゃいました。

あと、法律の基準がないということで裁判所も先ほどから言うように、選択に時間がかかって長期化する原因になるというのが短所の一つでした。また、各当事者からの評価ですが、学者の方からすると、裁判所がどちらでも採用できるとしたのが非常に良いと評価されておりました。その理由としては、適切な判断ができるのが裁判所だからということをおっしゃっていました。消費者団体からすると、一定の評価はしていますが、先ほどから言うように法律上の要件が明確でないため、手続はフィーリングでしかないということと、その判断に時間がかかるということで長期化してしまうということがどうしても問題だということをおっしゃっていました。

最後に、日本の制度への示唆ですが、日本の制度はオプトインの手続をとられていますが、多数の消費者被害回復を目的とした特例法の趣旨からすると、オプトアウト制度の導入が望ましいといえると考えております。この点はベルギーにおいて、実際に1件オプトアウトを活用された事例が存在しておりまして、オプトアウトを採用することで、より多くの消費

者の参加が期待されることは、ベルギーにおいても指摘されていました。実際に先ほど述べたように消費者団体は全てのケースでオプトアウトを求めていますので、多数の消費者が少額の被害を受けているときにはオプトアウトが望ましいとおっしゃっていました。

そういうことでオプトアウトを採用した場合の問題は消費者手続保障ですが、この点においてもベルギーは実際に消費者に対してオプトアウトができることを説明した通知が確実に行われて消費者の自由なオプトアウトが実施されているということでしたので、日本でも同様の型において導入できるのではないかという考えに結論は至っています。

最後ですが、報告書自体は日本弁護士連合会のホームページから読めるようになっていきます。これは一部抜粋でしたので全文に目を通していただければいいと思いますのでよろしくお願ひします。私からの報告は以上です。ありがとうございました。

(司会) 大西先生、ありがとうございました。続きまして、第二東京弁護士会、日弁連消費者問題対策委員会の五十嵐潤弁護士から「MRI インターナショナル事件による被害について」の報告を行います。よろしくお願ひします。

(五十嵐) こんばんは。日弁連の消費者委員会の幹事をしています弁護士の五十嵐といいます。「違法収益吐き出し部会」というのがございまして、その部会員でもあります。第二東京弁護士会に所属しています。事前に 16 枚物の資料を配布してあります、私が作った拙いパワーポイントがありますが、MRI インターナショナル事件のご報告をしまひります。

いきなり絵が出ておりますが、「MRI インターナショナル事件」というのは 2013 年に勃発した事件ですが、その 5 年後に刑事の陪審員裁判の法廷の傍聴に行きました。少し総花的になるかもしれませんが、MRI インターナショナル事件というのは、アメリカの制度を利用して被害回復、まだ配当まではいっておりませんが、その実現であるとか、刑事事件の手続も体験してきております。

今回のシンポジウムの趣旨からしますと、アメリカの制度について、クラスアクション手続もやりましたし、SEC のディスクロージャー手続もやりましたし、この絵にあります、刑事裁判の中で最終的に検察官が要求したのは、当然、量刑もそうですが、刑事没収も言渡しを受けています。そのあたりを中心にご報告いたします。

MRI インターナショナル事件をご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ご存じない方のためにまずご説明しますと、MRI インターナショナルというのは、米国ネバダ州ラスベガスにある会社でございます。この会社から、日本人 8,700 人が日本にいながら、簡単に言うと投資詐欺の被害に遭いました。加害者は米国の会社、被害者は日本人 8,700 人が日本にいながらという投資詐欺被害です。そこに特色があります。

2013 年 4 月 26 日に MRI インターナショナルは、日本で金商法に基づく第二種金融商品取引業の登録を 2008 年にしておりましたが、その登録の取消しにより破綻し、そこで事件が発覚いたしました。もうちょっとだけ詳しく述べますと、MRI インターナショナルというのは、米国内の診療報酬債権、米国では日本のようなきちんとした保険制度がないものですから、それぞれの人が保険会社と契約していて、病院が保険金の請求をいろいろな保険会

社にしなければいけないんだけど、うまく保険請求ができないという債権をこの MRI インターナショナルが買い取って、自社のスキルに基づいて、例えば、日本円でいうと、20 万円の保険金請求ができるんだけど、うまく請求できないので、それを5万円で買い取って20万円の保険会社からの報酬を得れば差額の15万円が利益になる等々、診療報酬債権を医療機関等から安く買い取って、額面で回収して利ざやを稼ぐという債権回収ビジネスを展開しているんだということを称して、日本人8,700人から額面総額1,365億円と言われているんですが、その資金を集めました。しかし、上記ビジネスの実態は全くございませんでした。

このMRIインターナショナルは1998年から創業していましたが、2013年に破綻するまでの15年間、被害者を欺いて、実際のところは上記ビジネスの実体は全くございませんでした。1998年の設立当初から全然なかったということで、関東財務局がこの登録を取り消して15年後に破綻したという事件です。

先ほど申し上げましたように、事件の特色としてはアメリカの会社に騙された。日本人が日本にいながら8,700人も騙された。海外送金で1,350億円という被害が2013年に発覚したというものでございます。

行政の監督について少し申し上げますと、当初から金融庁の監督下にあったわけではなくて、金商法上、第二種金融商品取引業の登録が義務化されたのが2008年でございます。結局破綻するまでの5年間、具体的には関東財務局の監督下にあったのは事実でございます。

この登録業者について2012年頃から内債がなされたと書いてありますが、2012年頃から配当が遅延するようになった。内債というのは、これは想像でしかないのですが、2012年頃から配当が1週間から10日ぐらいの遅延をするようになったので、多分被害者が、金融庁などにこういう会社がおかしいのではないかとということで情報提供したのではないかと思います。金融庁の方が内債しまして、これは金融庁というか、調査機関のSESC（証券取引等監視委員会）が内債していたようです。それによって2013年4月26日に二種登録を取り消したということです。これは「グルグル回し」していたということ、いわゆるポンジ・スキームを認定しています。

少し総花的になると申し上げたのは、この事件は日米を跨ぐものですから、日本における活動とUSと書いてありますが、アメリカにおける活動、二つ、ざっと説明しなければいけません。

日本の甲乙と書いてありますが、上と下と書いてありますが、実はラスベガスの会社にいる社長が大本で、ナンバー1の一番悪い首謀者ですが、日本人を騙すためには日本にも拠点が必要ではないかということで、ナンバー2が日本にいた。そのナンバー2の資産からも回収したいということで、日本国内の乙と書いてありますが、日本国内の資産も押さえないし、Bと書いてありますが、ナンバー2の家族が米国内にも資産を持っているのではないかとということでここも押さえないということです。Aと書いてあるところが、ラスベガスにあっ

が一番お金を集めて遊興費等に費やしていたのですが、このアメリカの財産も押さえない。

ちなみに、日本におけるナンバー1の資産は全くございませんが、甲、日本においてもMRI インターナショナルの裁判を起こしております。あと刑事事件も追行して行きました。警視庁にも相談に行きましたが、一番悪いナンバー1については、ラスベガスにいましたので、最終的にはFBIをお願いしています。

簡単に甲と書いてあるのはMRI インターナショナル自身を東京地裁に裁判を起こしました。ただ資産回収目的ではございません。狼煙(のろし)を上げる意味で起こしたのですが、2013年4月にあった事件の発覚直後の6月に裁判を起こしていますが、実は、裁判管轄とか準拠法の問題がありまして、結局最高裁までいって、最終的には日本の東京で裁判を起こすことができるということで勝っておりますが、ここから回収はできておりません。

あと国内におけるナンバー2に対する裁判も起こしました。これに先立って、日本国内の財産についてナンバー2らの仮差押えはしております。これも非常に手間がかかる手続で、いろいろな情報を集めて、預金と不動産について一件一件、何とか情報を集めて押さえて行きました。押さえていくのに1年かかりまして、提訴したのは2014年6月、1年後になっています。その間、仮差押えをしました。ただ、日米で裁判を起こすことによって米国当局からの資料が得られたというのがこの特色でございます。最終的には高等裁判所で和解しました。

さて、本題ですが、SECのAと書いてありますが、SEC証券取引委員会のディスゴージメント手続をしていただきました。これについては2013年7月にもワシントンDCのSECに行ってお願ひ等をして、被害者の聴取にも弁護団の方が協力したということもございませぬが、2013年9月にSECに提訴していただきました。

ただ、これは後から聞くと、日本の金融庁も相当協力しながらこの手続を進めていった。金融庁ないしは日本が、この事件が日本国内で全部起きたら金融庁がここまでできるかということになると、ディスゴージメントの手続がございませぬので、金融庁はできなかつた。でも、これが幸か不幸かアメリカ側の加害者がいたがために、金融庁もSECのディスゴージメント手続に助力してSECが押さえ、資産凍結命令を事件発覚後、半年も経たずに凍結命令、TROを受けましたが、これによって今ぎりぎり配当が可能になっているということで金融庁も助力したということをお願いしたい。

あと、違法性認定の判決とか損害額の認定の判決を順次とっていき、その間、レシーバーによって凍結された財産を管理・管下し、やっとならぬ9年になりますが、配当手続になろうとしているところなんです。結論を申し上げますと、実被害の4%程度の配当にしかありませんが、2013年9月に凍結命令をもらったことでぎりぎりその配当が実現しております。

あとクラスアクションについても、AプラスBと書いてありますが、首謀者だけではなくて、日本にいるナンバー2も被告にして提訴しておりますが、SECの方が首謀者に対する判決をとった関係で、ナンバー2についてクラスアクションでは最終的には棲み分けをしておりまして、1年後に資産凍結命令を受けております。

あと、このシンポジウムのテーマではありませんが、ディスカバリーの手続等でそのメリットも垣間見ることができました。クラスの認定決定、これがクラスに入れば全員判決効が及ぶ。除外の手続、オプトアウト手続をしないと判決の効力が及ぶというのがクラスアクションの手続です。日米の同時和解をして今配当手続、これも丸9年かかりましたが、今年の3月ぐらいには配当したいということです。結論を申し上げますと1%程度ではあります。資産の凍結命令を包括的に早い段階で受けたのが何とか配当に結びついた勝因だと思っております。

あと刑事事件についてはナンバー1、ナンバー2ともに、結論を申し上げますと、一昨年2019年にナンバー1は懲役50年の判決を地裁で受けました。このときに、刑事の没収についても付加刑でその判決を受けております。ちなみにナンバー2については、東京にいたものですから、犯罪引渡人手続でやっと引き渡されて、今審理で司法取引は最近成立しているところですよ。

さて、課題と書きましたが、米国を主戦場にしましたので、米国の制度を使うことができたということで、ディスカバリーとかディポジション、日本の民事制度にはないところを弁護団は受けましたが、ここには書いておりませんが、一番はSECの手続を使うことができて配当が実現した。あとFBIの方も刑事事件でも刑事没収の判決は受けおります。

デメリットと書きましたが、弁護士費用が非常に高かった。アメリカの弁護士、弁護団も雇わなければいけなかったので費用の問題がございましたが、ここには書いていませんが、SECについては、全く費用はかかっておりません。そういう意味では、米国民の税金に基づいて活動しているSECを日本の被害者救済のために、ただで使うことができたという意味ではメリットと考えております。

日本の手続のメリット・デメリットは飛ばしまして最後ですが、日本の弁護士が海外の資産を回収するという意味では、日本の法制度というのは不十分ということで、国際化を意識した法制度が必要と書きましたが、それ以上にMRIインターナショナルはアメリカが加害者でしたが、日本で起きたときにはたして同様の手続ができたかということと当然できませんので、早い段階で包括的に資産を押しえて、被害者に配当する違法収益吐き出し法制の充実が求められるというのを痛感した次第です。私の報告は以上です。

(司会) 五十嵐先生、ありがとうございました。

続いてパネルディスカッションに移ります。司会進行をコーディネーターの鈴木敦士弁護士に譲ります。

★パネルディスカッション

(鈴木) これから進行させていただきます弁護士の鈴木です。よろしくお願いいたします。

まず、パネルディスカッションを開始しますが、パネリストの皆さんをご紹介します。パネリストの方々には画像をオンにいただけますか。まず、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の三木浩一先生です。よろしくお願いいたします。次に、報告者ですが、消費者支援機構関

西の活動報告をいただいた五條先生、消費者機構日本の活動報告をいただいた中野先生、先ほどまでMRIの報告をいただきました日弁連消費者問題対策委員会、違法収益吐き出し部会の部会員でもあります五十嵐先生、よろしくお願いします。

いろいろと報告がありましたので、この報告を踏まえてどのようにパネルディスカッションに入るのかということをしつこく説明いたします。

今回、実効的な被害救済という観点から制度を検討するというのがこのシンポジウムのテーマですが、現行の集合訴訟制度については様々な課題があります。主体を特定適格消費者団体に限定することでよいのか、主体を拡大すべきじゃないかという問題ですとか、あるいは損害賠償請求については人身損害といったものにも活用できないのかとか、あるいはPL法とか金商法上の請求権というのは対象外になっていますが、そういった請求権も対象とすべきなのではないかという対象の範囲の問題、あるいは先ほどから出てきています手続の構造としてオプトアウト型の手続を導入できないのか、など様々な論点があるところ です。

また、被害救済を考える上では、例えば行政や独立行政法人がこういう集合訴訟の主体となるという方法も考えられますし、そもそも集合訴訟制度に限らず、行政が破産申立てをして、破産手続を活用して配るとか、あるいは会社法には解散命令制度というのがありますけれども、そういったものを使って、基本的に解散して清算手続の方で破産するということになるでしょうし、あるいは先ほどから話が出てきているアメリカのFTCのように、行政機関が裁判所に訴えて違法収益を吐き出させるような制度とか、日本風に言えば課徴金を徴収して被害者に配るとか、そういったことも考えられるかもしれないということで様々なものが考えられるわけですが、これら全て議論すると明日の朝になってしまいますから、到底1時間で議論できませんので、「集合訴訟制度の改善」として「オプトアウト型の導入の可能性」ということと、今般、日弁連で意見書を出しました「違法収益吐き出し型の制度」について、このシンポジウムで考えてみたいと思います。

ところで、これまでの報告では、現行の集合訴訟制度の取組が困難な事例としては、数万円以下の比較的少額の事件の費用倒れになってしまうという問題とか、あるいは詐欺的な投資被害とか、悪質商法、定期購入みたいなもので、事業者の実体がよく分からない、財産の所在が分からなくて回収ができないといった問題が挙げられていました。

一方で、ベルギーではオプトアウト型、併用型の集合訴訟制度が存在して、一定事例があるとか、先ほどMRIの報告がありましたが、アメリカでは違法収益吐き出し制度があつて、一定機能しているというような一定の被害救済の可能性を示唆する事案を報告いただきました。

報告の中でも課題としていろいろ述べられていますが、少額事案に関しては、行政が集合訴訟の下になるとか、行政が特定適格消費者団体を支援すれば費用倒れの問題はなくなるわけですが、そういう方向性なども考えられるわけですが、ここでは手続の形の観点として「オプトアウト型での対応」を少し検討してみたいと思います。

また、詐欺的な投資被害ということですが、例えば首謀者を被告にして訴訟するとか行政から団体へ情報提供してもらおうとか、団体に調査権限を与えるということもありますが、なかなか民事訴訟で解決の難しい側面がありますので、違法収益吐き出し制度での解決を考えてみたいと思います。

なお、オプトアウト制度ですが、典型的にはアメリカの制度を皆さんは想起されるのではないかと思います。アメリカでは当然、少額訴訟とは限らないわけで、そもそも消費者事件とも限らないです。このシンポでは少額消費者事件に限定して考えておりました。そうすると、消費者事件で高額になるものは商品が高額か人身損害かということになります。ただ人身損害は現行制度でも対象外なので除いて考えるとしまして、商品が高額といっても詐欺的投資商法は民事訴訟ではなかなか難しいと。高額な商品は住宅が典型ですが、住宅の欠陥はなかなか共通性が見出し難いという問題もありますので、そういうこともあって、今回は現在の集合訴訟の課題であるところの比較的「少額の事件」ということについて、一つ検討しているということでございます。

なお、これまで報告で出てきた事案もほとんどそうですが、現代の制度は契約の当事者である事業者がいるというのが前提ですので、一応その人が消費者を把握しているというのが前提なので、通知が可能だろうということをも前提にして議論したいと思っています。

前置きが長くなり申し訳ありませんが、早速シンポジウムに入っていきたいと思います。先ほど現状では、費用倒れになって取り組めない事案のご紹介をいただきましたが、対象消費者への通知の見直しとか手続のIT化という観点の改正では十分なのかどうか。オプトアウト制度の必要性等について、改めて五條先生からお話しただければと思います。

(五條) 私からは、先ほどの話の重複になる部分もありますが、若干ご説明いたします。先ほど来ご説明したように、特に少額事案に限るわけではありませんが、少額事案の場合、どうしても被害回復に要するコストが賄い切れないところがあって、それを誰が負担するかという問題が出てきます。

それに対する解決の手法というのは今、鈴木さんが言われたようにいろいろな方法があると思いますが、被害回復に当たっている消費者団体としてオプトアウト制度に期待するのは、事業者から利得を剥奪して、それを被害回復のための費用に一部充てることによって、とりわけ少額被害の事案について収支を改善できるのではないかとことです。

近時の対応消費者被害事案では、事業者が立ち上げから撤退までセットになっていて、何か言われたら逃げちゃうという事例が数多くあると考えています。そういった事例では事業者を市場から撤退させても、事業者の手元には相当の利得が残っていると推測されます。ですから、利得を吐き出させないと悪質事業者のインセンティブというのは残ってしまうわけです。

そういった事案に限られるわけではないですが、本来消費者に返還すべき利得のうちオプトアウトで除かれるもの以外で、なおかつ権利行使しない消費者の分、この利得部分について、その一部を被害回復のための費用に充てるような仕組みができれば、それで被害回復

は実現していくし、消費者団体としても費用負担に悩まされなくて済むということが考えられます。

私自身はオプトアウトのことについて深く研究しているというよりは、ひたすら消費者契約法ができた頃から、消費者契約法であるとか適格消費者団体に関わって活動してきたものですから、余り理論的なことは分からないのですが、本来は消費者に返すべき利得というものを被害回復のための費用に充てるということで正当化できる余地があるのではないかと考えられます。

ただ、私の報告レジュメの最後の方にも書きましたが、この費用倒れのギャップを解決する方法としては、他のメニューもあるというふうに考えています。それは公的扶助であるとか、事業者から別の方法でとるとか、いろいろな方法があるので、適格団体としては何らかの方法で収支を改善し、被害回復ができるようにしてほしい。検討会でも消費者被害の被害回復の特例法の制度で、適格団体が活動しているのは、単に私的権利を代行しているだけではなくて公益的な活動なんだということは、報告書でも非常に強調されています。

ただその一方で、消費者団体は、では資金的手当がされるのかということとそうでもなくて、情報面で特権的地位があるのかということとそうでもない。結局、武器がない状態のまま頑張れ、頑張れと言われているので、何とかそのギャップを埋めるような制度を作って助けになってほしいんだというのが団体で活動している者としての実感です。雑駁ですが、問題提起をさせていただきました。以上です。

(鈴木) 五條先生、ありがとうございます。ここではいろいろな問題点が出てきましたが、オプトアウトの訴訟上の問題点について、三木先生からコメントをいただきたいと思えます。

従来から、代表者が構成員の同意なく訴訟を提起することができて、効果が、オプトアウトしない限り構成員に及ぶということについて問題があるのではないかという指摘がされていて、よくこの制度を議論するとそういうことが議論に上りますが、この点について近時、どのように考えられているのかということをご説明いただければと思います。

(三木) オプトアウト型ですが、一口にオプトアウトといってもいろいろなバリエーションがありまして、どのようなオプトアウトの制度を想定するかによって議論は違ってくると思えます。ごく大雑把に言いますと、今から挙げる二つの条件を満たしたオプトアウト型であれば、少なくとも民訴学者でオプトアウト型であるということだけで反対する人はさほどいないのではないかと思います。

この二つの条件というのは、一つは、被害者の「被害額が類型（累計）的に少額であること」。二つ目はオプトアウト、つまり「手続から抜ける機会が制度的に保障されていること」、この二つです。

まず一つ目の被害額が少額である場合という条件ですが、そもそも被害者個々人の被害額が少額である場合には、自分で訴訟を起こすとか、その他の行動を起こすということは考えにくいわけで、こうした権利は、世界的にもいわゆる「腐った権利」と言われます。した

がって、こうした腐った権利、少額の被害について、クラス構成員に訴訟の結果が不利に及ぶというようなオプトアウトの結果が生じるとしても、実質的には、構成員はもともと名目上権利を持っているだけでその権利は実際には行使されないわけですから、その権利をオプトアウト型によって失うということには実質ならぬと考えられます。

それから二つ目の条件です。いかに少額の腐った権利であっても、その権利を勝手に奪うということは法治国家では許されないの、そのために自ら判決や和解に従うかどうかを選択できるというオプトアウトという制度が必要になります。

オプトアウトというのは、権利者が、自分は集合訴訟の効果を受けたくない場合にそこから抜け出るのがオプトアウトですが、そのオプトアウトを行う、行わないという判断をするためには、その権利者自身がそういうオプトアウト型の訴訟が今行われていて、自分がその対象者であるということを知らないと、そもそもオプトアウトをする、しないという判断ができないこととなります。

したがって、権利者というか潜在的な権利者ですね、が告知を受けてオプトアウトをするかどうかを判断する機会が必須の条件になります。これは第1の条件よりも、より必須の条件となります。

告知の方法ですが、大きく分けて個別通知と一般公告があります。少なくとも一般公告の方は権利者が知る機会が十分とは必ずしも言えないわけですが、他方、個別通知の場合には手続保障として一応十分であると考え人が多いと思います。

消費者契約に関する事件について言いますと、先ほど鈴木さんからのご説明があったように、少なくとも事業者のもとには消費者の連絡先があるのが普通ですからこの条件を満たすこととなります。

こういうことで、オプトアウト型といっても、少額であることが類型的であって、かつオプトアウトの機会が通知等によって保障されていれば、それがオプトアウトであるということだけでダメということにはならないと考える人が研究者では多いのではないかと思います。以上です。

(鈴木) ありがとうございます。そこで、現状では集合訴訟制度がありまして、これが共通義務確認訴訟というのと簡易確定手続という2段階に分かれた制度がありますが、これでオプトアウト型を導入するとすると、両者の関係はどうなるんだろうかという問題があります。

これについては、三木先生が座長をされた「集団的消費者被害救済制度研究会」の報告書では、オプトアウトの1段階目があって、2段階目の制度があるというB案というのが実は検討されていたんですね。それを考えると、「2段階型」と「オプトアウト制度」の採用というのは、特に矛盾するものでもないと思いますが、この点はいかがでしょうか。

(三木) 結論から先に言いますと、2段階型とオプトアウト型というのは矛盾しません。さらに言うと、オプトアウト型は、ある言い方をすれば全て2段階型ですから、2段階型とオプトアウト型というのは矛盾しないどころか、その組合せしか考えられないと極端に言

えば言えるわけです。

例えば、世界で最も有名なオプトアウト型であるアメリカの「クラスアクション」ですけれども、判決または和解の結果に基づいてクラス構成員に最後は配当するわけです。その場合には、配当するわけですから、構成員各自に名乗り出てきてもらわなければいけない、つまり手続に参加してもらわなければいけないということですから、これをオプトアウト・オプトインの言葉と２段階の言葉を組み合わせるならば、アメリカのクラスアクションは、ある意味ではオプトアウト型とオプトイン型の２段階型だと言えなくもありません。

また、２段階型は私が日本で提唱したわけですが、その際に参考にしたブラジルの集団訴訟制度、これはブラジルではもともとはアメリカのクラスアクションをモデルにした制度を考えていた。ところが、ブラジルの国民は、日本の国民に比べてもアメリカの国民に比べても圧倒的に識字率が低いとか、その他、民度が先進国のレベルに達していないということで、本格的なオプトアウト型のクラスアクション制度を作るのは、ブラジルの国情上、無理があったということで、いわば「擬似的なオプトアウト型」として、世界で、ある意味では「最初の２段階型」を作ったわけです。

これをオプトアウト型という観点から見ると、ブラジルの制度というのは２段階型で、１段階目というのは共通争点についてクラスメンバーからの授権を受ける必要がなく、適格団体や州政府などが訴訟を提起できる。したがって、１段階目はオプトインの構造・構成を採用していないわけです。ただ、オプトアウトの仕組みがあるわけでもないので、ブラジルの１段階目はオプトアウト型とは呼ばれないわけですが、オプトイン型とオプトアウト型を比べた場合の最も大きな違いは、オプトアウトができるかどうかということもさることながら、構成員（クラスメンバー）からの授権を受けなくても訴訟が提起遂行できるということです。その意味ではオプトアウト型の要素のかなり重要な部分を１段階目で持っているわけです。

それで先ほど私は「擬似的なオプトアウト型」が１段階目にあると。日本の特例法は、これをある程度参考にしたわけですので、日本の現状の制度もこれと基本的には同じで、１段階目は一種の擬似的なオプトアウト型に既になっているともいえます。

このようなことから明らかなように、冒頭申し上げましたように、２段階型とオプトアウト型が矛盾することはないというのが結論であります。

（鈴木） 次に、五條先生からお話のあった消費者団体としてはオプトアウト型に期待するところとしては、被害を受けた消費者が名乗り出なくて分配ができないという場合でも、損害について事業者から徴収できるようにして、それが事業者の違法行為の抑止にもなるし、被害救済の費用にも活用できるというふうにならないのだろうかということでした。このような制度を仕組むときの問題点や課題についてコメントをいただければと思います。

（三木） 五條先生のお話にもありましたように、アメリカのクラスアクションのような世界最先端のオプトアウト型であろうと、あるいは世界で最も優れた２段階型であるブラジ

ルの制度であろうと、あるいは日本型の2段階型であろうと、どのような集合訴訟制度であっても、被害者が全て最終的に名乗り出てくれるかということはもちろんそういうことはないわけです。事件の種類にもよりますが、かなり多くの被害者が名乗り出てこないという事件は決して珍しくありません。特に少額事件ではそういう傾向は顕著です。

しかし、そのような場合でも、事業者というか加害者の側が不当に得た利益を徴収できる制度、つまり分配はできなくても徴収ができる制度というのはどのような形であれ必要だと思います。それができないとなると、結局、事業者の側はやり得ということになって同種事案が繰り返されるわけです。したがって、将来の新たな被害者を生むことにもなり、それは国家や社会の姿として望ましくないのみならず、純粋に市民保護、消費者保護という観点から考えても、未来の、将来の消費者保護との関係では必要になるということになります。

したがって、そのようなことから、アメリカでも、あるいはブラジルでも、既に被害者への分配ができないような場合であっても、事業者の不当な利益を徴収できるという制度は存在します。その場合は、その金額は被害者に分配できませんので、公益事業活動、あるいは消費者保護事業などに扱われるということになります。

アメリカでは、クラスアクションで被害者に使えない、残ったお金といいますか、それをそういった形で使うのは「擬似的な分配」とも呼ばれます。英語でシープレ・ディストリビューション。シープレというのは音から分かるようにローフレンチ、いわゆるフランス語を使っている英語ですが、意味としては「擬似的な分配」です。なぜ擬似的分配と言われるかということ、本来の被害者に対する本来の意味での分配ではないけれども、公益的に利用することによって間接的な分配になる、そういう意味です。

先ほどお話に出ました日本の投資詐欺の少額事件で特定適格消費者団体が資金面で困っているのに使えないかという話は、結局のところ、理論的に言うと、特定適格消費者団体の提訴行為や訴訟外の和解行為などが公益活動といえるかどうか。あるいは、本来政府がやるべきことをアウトソーシングされて代行していると思われるかどうかによると思います。もちろん、私は公益的な側面で実際やっておられるんだと思いますから、その辺の整理が十分にできれば、アメリカでいうシープレで使うということはできるように思います。

(鈴木) 心強いお話をいただきましてどうもありがとうございました。オプトアウトのお話はこれぐらいにして、先ほどから投資詐欺事件において取引の仕組みや事業者の財産状況がよく分からないということで、特定適格消費者団体の取組ができなかったという事案が報告されましたけれども、今回の集合訴訟の中では、被告の対象を個人に拡大するとか、団体が行政機関からの情報を取得できるようにするというようなことが提案されていますが、それだけで十分対応できるのかどうかということについて、中野先生、いかがでしょうか。

(中野) 昨年6月成立の改正法では、特定適格消費者団体に行政が持っている証拠、そういうものを開示できると。具体的な内容は決まっていますが、そういうことになりましたが、私としては、検討会でずっと議論されていましたように、事業者の営業秘密は開示

できないという議論がありましたから、行政が財産保全をすべきではないかと。事例にもよりますが、そういうことをまず考えるべきではないかなと考えています。

もちろん、その場合には、我々は仮差押えはできないわけですが、行政が保全しているのであれば、普通に訴訟を起こせばいいかなと思っています。以上です。

(鈴木) 投資詐欺事案を念頭に置きますと、現行制度では責任追及が困難で、行政が一歩前に出て財産を保全するとか何らかのことをしなければいけないのではないかなというようなことがあるわけですが、日弁連では、行政が主体となって悪質な投資詐欺事案について、金銭を徴収して被害者に配分する制度というのを提案していますが、違法収益吐き出し部会の部会員でもある五十嵐先生、ご紹介いただけますか。

(五十嵐) 今画面共有しておりますが、日弁連が昨年8月19日に、表題にありますとおり、「詐欺的商法の一つであるポンジ・スキーム事案についての行政による被害回復制度の導入を求める意見書」を提出しております。この全文については日弁連のホームページを検索していただければすぐ出ますが、これは概要を一枚にまとめたポンチ絵です。

右側に、日本にはまだないので、行政による被害回復制度を導入すべきだということで、この意見書では大きく二つ言っています。上の意見の趣旨1で違法収益吐き出し型の制度を導入すべき。下の趣旨2で書いていますが、8月19日に破産型のものを導入すべきだと意見を述べています。

今回のシンポジウムでいうと、意見の趣旨1の「違法収益吐き出し型の制度を導入すべきだ」ということをこの意見書で述べていますので、部会員である私が簡単にその概要をご説明いたします。

本件のシンポジウムの中で、特に悪質業者、悪徳業者、極悪事業者というんでしょうか、実際のところ、商売と称するものを始めた段階からどこかで逃げようということで、初めからグルグル回し、被害者から集めたお金を他の被害者に配当するふりをして、ちゃんとやっていますよということでお金を集め続けてドロロンということ、左上に書いてあるポンジ・スキームというのをお聞きになった方も多いかと思いますが、こういうものについて日本の制度では非常に対応が遅れている。なので、右側にあるような違法収益吐き出し型の「行政による被害回復制度」を導入すべきだという意見を書いてあります。

先ほどのMRIインターナショナル事件のところで私も申し上げましたが、この制度が日本にないものですから、仮にMRIインターナショナルという会社が日本国内にある会社で8,700人の日本人から1,300億円を騙し取ったような事件で、金融庁が、まさに行政庁ですね、その金融庁が資産を押さえて分配ができたかということ、できません。

でも先ほど私が報告申し上げましたとおり、幸か不幸か、MRIインターナショナル事件については、日本の被害者がアメリカの会社に騙されたので、アメリカの制度であるSECのディスゴージメント手続を日本の金融庁もバックアップして、ないしは情報交換しつつやっている、そういう意味では、日本の行政庁も被害回復のためにはそういう制度がないと実際のところは回復できないということが分かっている、たまたまMRIインターナショナル

ル事件の場合は、アメリカの制度を金融庁も使えたので、非常に少ない配当金ではありますがけれども、4%程度の実現をしているということで、まさに、日本にこういう制度を行政庁が設けるべきだと思います。

それで、ポンジ・スキームとは、と書いてありますが、釈迦に説法ですが、ここに書いてあるとおり、「利益の還元」や「配当」等を装い、多数の者から資金を集めるが、実際にはそれを運用する事業や運用対象となる物品は存在しないか、形骸化または著しく不足しており、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する（グルグル回し）構造になっている詐欺的商法のことである。

ということで、左側の真ん中に書いてありますが、「被害回復の困難性」ということで、日本の法制度を使うと、民事的にも刑事的にも行政的にも非常に限界があるから、右側の矢印のとおり、違法収益吐き出し型の被害回復制度を導入すべきだと。

民事的な手法の限界ということについて意見書で幾つか限界を述べていますが、民事的に個別に被害者が訴えても、仮に勝ったとしても、財産が散逸していて、ありません。ないしは、特定適格消費者団体が手続するにしても、事前になかなか情報収集ができないので、結局、着手が遅れて、いわゆる極悪業者は初めから逃げることを想定していますので、被害者ないし特定適格団体が気づいたときにも財産が散逸している。

刑事的にも一部、被害回復給付金支給法等ありますが、刑事罰に付随する形でしかないし、実際のところは、ポンジ・スキームに適用されて被害回復されたというのはほとんどない。

行政的なところでも、財産保全の手続、まさに金融庁は財産保全手続がないものですから、仮にMRI インターナショナルで登録を取り消したとしてもその後がないと、というようなことで、対象取引について、左下で定義づけをこの意見書ではしておりますが、上のようなポンジ・スキーム、まさにグルグル回しということですが、立証して裁判手続をしなければいけないので、対象取引を類型化したものが意見書に書いております。

右の上の違法収益吐き出し型の黒印三つだけ言わせていただくと、内容としては賦課金の納付命令、これが内閣総理大臣、行政が裁判所の許可を得て賦課金の納付命令をもらって配当する。下の分配手続で配当する。ですが、真ん中のところ、保全管理命令がミソになりますが、最終的に納付命令をもらった段階であっても、財産が散逸しては元も子もないので、アメリカのレシーバー的な保全管理人を選任して、初めの段階で保全管理命令を受ける。これによって行政による違法収益吐き出し手続が功奏するという形の意見の内容です。

(鈴木) ありがとうございます。今ご紹介した制度提案ですが、なかなか日本では類例もなく、SEC のようなディスクロージャーをやってほしいという思いは明確ですが、日本法の中でどういうふうに仕組みれば仕組めるのだろうかというのは、考えるときに苦労したのですが、今提案している内容というのは基本的には行政庁が一定の金銭、賦課金を納付するよう命じるんだけど、手続保障の観点で裁判所の関与を求めていると。保全で手続が確定するまでの間に財産が散逸するのを防ぐために保全するというのは、保全は裁判所に保全管理人を選任してもらおうという立て付けで、あとは回収したら回収したお金を配る

というのは、やや事実行為みたいなところもありますけれど、行政庁がやっているというようにイメージしていますが、訴訟法的な観点で少し課題や問題点のコメントをいただければと思いますが、三木先生、いかがでしょうか。

(三木) 訴訟法的観点というよりも、必ずしも訴訟法の枠内の話でもないと思いますので、そこは広めに喋りたいと思いますが、ご提案の趣旨には私は基本的には大変賛成でして、行政庁が主体となった制度が必要である。あるいは、違法収益を吐き出す制度、被害救済制度というよりも、違法収益の吐き出し制度が必要であるというのは全くそのとおりだと思います。諸外国でもそういう認識のもとに制度が仕組まれている国が多くて、日本は例外的にそういう制度がむしろないことが例外的な国の一つのように私には思われます。

したがって、基本的には結構なご提案というか、お考えだと思いますが、僭越ではありますが、日弁連意見書自体は内容がよく分からないところがあるとか、さらに内容をブラッシュアップする必要がある部分が多々あるようにも思われます。

具体的に申しますと、日弁連意見書は、今ご説明があったように違法収益吐き出し型でいうと、賦課金納付命令という制度を提案しているわけですね。この賦課金納付命令の制度というのは、消費者庁の主任大臣であるところの内閣総理大臣が地方裁判所の許可を得て、違法行為を行った事業者に対して賦課金を命じる裁判をもらい——裁判をもらいではないですね、許可を得て賦課金を自ら命じ、それを基金に納付して被害回復に使うという構想のよう受け取りました。

要するに、行政庁と裁判所が関与しますが、これがどこにその手続の本体があるのか。つまり行政上の制度に裁判所をかませているだけなのか、それとも行政庁が主体になっているけれども、裁判所に大きな役割があって司法上の制度なのかは、何う限り、あるいは読む限りではよく分からないところがあります。

ポンチ絵等を見る限りでは、どちらかという行政上の制度として構築しているようですが、日本の既存の法制度との整合性との関係で言いますと、そうであれば、まず行政内部で完結した制度として構築して、その後行政処分について、違法な事業者が取消訴訟とか起こせるというのであれば、既存の制度の枠内でのイメージは湧きますが、そういう制度でもない。

それから、では行政制度なのに、なぜ裁判所の許可が要するのかというと、それは非常に重大な効果を事業者側に与えるから慎重な手続のためというご説明ですが、そうすると刑事事件の逮捕とか捜査は、それ自体行政手続ですが、刑事事件における逮捕状のような令状請求の判断の役割を裁判所に求めるというイメージなのか。仮にそうだとすると、この違法収益吐き出しについては、令状とはかなり複雑さの程度が違って、事業者の違法行為をある程度具体的に証明とまでいかななくても、疎明程度でも認定しなければいけないですし、さらに被害者の損害発生を裁判所の許可の要件に含むのであれば、被害者の具体的な損害の発生、あるいは損害金額の概算まで認定しなければいけないのかと。

そうすると、行政に対する裁判所の許可といっても、許可内で判断する内容は本格的な民

事訴訟の内容と変わらないことになりかねないわけで、重い手続になる。つまり、行政手続として見るのも日本の既存の制度との関係ではなかなか理解しにくいところがあるし、広い意味での民事訴訟あるいは行政訴訟でも何でもいいですが、訴訟手続として見るというのもいろいろと問題があり、違和感がある。

そういうことから言うと、結局、行政上の制度か司法上の制度かの仕分けが十分にされていないという印象を受けます。

あるいは、アメリカの SEC の制度を参考にされたのかもしれませんが、私の知るアメリカの SEC 制度とも異なっています。さらに言うと、アメリカには違法収益吐き出しができる政府機関として FTC という連邦の政府機関があります。これは日本の消費者庁と公取委を併せたような非常に強力な機関ですけれども、この FTC の制度とはかなり異なっています。

ということで、別にアメリカの SEC や FTC の制度と同じでなければいかんということではないですが、日本の裁判制度とか行政制度との整合性、それから、アメリカの SEC や FTC の制度は、日本の目から見ても、普通の行政制度である裁判制度との整合性がかなりとれているように感じられますが、それとも違うということで、もう少しブラッシュアップが必要ではないかというふうに僭越ながら思うところであります。

それからもう 1 点、聞かれていないのかもしれませんが、もう一つの破産型の方ですね。これは最初から違法行為を目論んでいる事業者というのは、最初から騙すことを想定しているもので、そもそも資産がない、あるいは自転車操業を前提にした事業形態なので、最初から破産状態、債務超過状態にあるというようなことで、破産でいけばいいのではないかといいことと、それから破産を使えば破産管財人という、いわゆる清算人といいますか、事業者から資産管理権や事業運営権を奪い取って管理できるということが破産型が提案される理由で、この破産型というのは違法収益吐き出し型と並んで、私が座長をやっていた政府の研究会でこれも検討したわけですが、そのときは、報告書の納期が決まっていたので、既存の制度である破産型に引き寄せた役人の案を特に余りもまなかつたわけですが、要するに破産型というのは、破産清算をしたいところにポイントがあるのではなくて、あくまでも詐欺的商法の事業者からいかに効果的に財産を徴収して被害者に配れるかということにあるわけですから、別に破産要件を満たす必要はないわけですね。つまり、債務超過とか支払不能を満たす必要はないので、行政が主体になってもっと端的に事業者の管理命令的な、破産したから管理するというのではなくて、行政が認定した法律違反、消費者保護三法の違反とか何とか、そういう法律違反の消費者を食い物にする違法な事業をやっているもので、行政の管理下に移すと。結局、破産を経由しても破産管財人というレシーバーに財産管理権を移すところに主眼があるわけですから、破産要件を経由せずにレシーバーシップを付与するという制度を構築するのが迂遠ではないのではないかと思います。

これについては様々な議論をさらにしなければいけないと思いますが、時間がないのでこれぐらいにしたいと思います。

(鈴木) どうもありがとうございました。意見書で出ている違法収益吐き出し型のところをもう少し検討すべき視点とか、最後に三木先生からご提案いただいた、端的に違法行為があることによって管財命令を発令してしまう。これも行政処分で一貫させるのか裁判所を関与させるのかとかいろいろあるかもしれませんが、それも大変興味深いご提案ですので、これを会場のご意見を聞きながら議論していくということをやりたいところではあります。既に時間も超過しているということですので、パネルディスカッションとしてはこの辺で終わりにしたいと思います。ご参加いただきましたパネリストの先生方、大変ありがとうございました。

(司会) パネルディスカッションにご登壇いただきました皆様、ありがとうございました。ここで、通常国会で消費者裁判手続特例法と同じく改正案の提出が予定されている消費者契約法について特別発言があります。野々山先生、よろしくお願いします。

★特別発言

(野々山) 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。日弁連の消費者問題対策委員会の消費者契約法部会の幹事をしている野々山です。消費者契約法部会では、今日議論になりました特例法改正の問題とともに、一緒に今回、国会で審議される実体法としての消費者契約法についても取り組んでおりまして、様々な意見を出しているところであります。

現在、消費者契約法の改正につきましては、1年9か月をかけまして消費者庁の中に設置された「消費者契約に関する検討会」の中で議論しまして、今ここに挙げられているような概ね九つぐらいの重要な点が改正事項として挙げられています。

まず、不当契約の取消につきましては、脱法防止規定、いわゆる誤認類型ではなくて困惑類型が幾つかたまってきたので、それについての受皿規定、脱法防止規定を作るというのが一つです。

二つ目は、若年者にあるように心理状態、焦らせたり、不意を突いたりする、若年者を中心にそういうことによる消費者の判断が歪められる場合の関与について取消しを認める。

三つ目は、高齢者を中心とした判断力批判不足に着目した取消権、これは、30年改正は不安を煽る事業者の行為がありましたが、そうではなくて、まさに判断力が低下した消費者に付け込む、それを利用するような形で契約した場合に取消しを認めるという、以上の大きく三つが提案されております。様々な要件がありますが、三つが提案されています。

それから不当な契約条項につきましては、法律上許される限り損害賠償を認めるという、「法律上許される限り」というサルベージ条項についての無効ということです。

あと権利の放棄をみならず、消費者の不作为で権利の放棄等をみならず規定について不当条項として例示するとか、あるいは問題になっています9条のいわゆるキャンセル料条項への対応として、キャンセル料条項がきちんと不当でないんだということの考慮要素を列挙するとか、こういう場合には不当だということの考慮要素を列挙するとか、あるいは事業者の説明義務を定める。あるいは訴訟上に積極否認の特則を設けるというようなことが提案

されてきて、これについて消費者が9条の平均的損害の立証がなかなか困難なところを対処しようとする。こういうような条項です。

その他、消費者の解除権の行使についての情報提供義務を定めるとか、あるいは適格消費者団体に対して契約条項の開示義務を事業者に定めるとか、あるいは情報提供における考慮要素として知識や経験だけではなくて年齢を明示する、こういうことが検討会において提案されています。

その提案に基づいて現在、条文化を図っております。ただ、その条文化はどういうものが出てくるか分からないところがありますが、いずれにしても、これらの検討会の提案というものは全体として不十分なところがたくさんあります。ありますが、最低限これだけは条文化しなくてはならないものだと考えています。改正されなければいけないと考えています。

ただ、現在、与党を中心として、これについて骨子案を消費者庁は説明していますが、漏れ聞くところによりますと、取消はほとんど1項も2項も3項も落ちている可能性が高いです。不当な契約条項についても、4項は入るかもしれませんが、5番目とか6番目の多くの部分が落ちているという可能性があります。これでは、1年9か月かけて検討会で検討したことが一体何なんだということでありまして、不当契約の取消についての心理状態とか判断力不足というのは、成年年齢下げとか高齢化社会において消費者被害が増えるのを何としても防止したい、救済したいというところから定めたものでありますが、これらが落ちるとすることは極めて問題が大きいと思っております。

これからの提案されていく条文を是非皆さん、ご注目されて、より良い消費者契約の改正について意見等を述べていただきたい、取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

(司会) 野々山先生、ありがとうございました。最後に、日弁連消費者問題対策委員会委員長の釜井英法から閉会のご挨拶をいたします。よろしくお願いいたします。

★閉会挨拶

(釜井) 日弁連消費者委員会委員長をしております釜井です。今日は三木先生を始めとするパネリスト、報告者の皆さん、お疲れ様でした。充実した議論、本当にありがとうございました。

五十嵐さんが言っていました、極悪な事業者というのは、初めから逃げることを計画して被害を与えるだけ与えて、いいところを持っていってしまう。こういうことが消費者問題に取り組む弁護士がいつも苦々しく思いながら、しかし、できることをその中で頑張っているという現状があります。

そういう中で、今の議論の中で示されたことは、一つの方向性としては、集合訴訟手続を使いやすくする。そこで得られる情報について、行政からの情報提供、そのあたりがスムーズにいくような仕組みができないかということが一つありました。

もう一つは、日弁連の昨年8月19日付けの意見書で行政庁が主体となって違法収益を吐

き出させる、または行政庁が申し立てて破産手続を開始させて、そこで違法収益をきちんとそういう形で吐き出させて被害者に分配するという方向性が、パネルディスカッションの中で具体的に議論されました。

こういう被害をなくすのにはどういうふうにしたらいいのかというところで二つの大きなやり方があるよということが明確に示されて、それぞれの問題点、これから、よりうまく作り上げていける、研究していけるところがあるのではないかというような話が今日できたのではないかと思います。これを基礎に、皆さんもそれぞれのところでどんなことができるのかということを考えていって、また、このようなシンポなどで意見も交換しながらより良いものを作っていく。

のんびりすることはできないと思います。早くみんなの知恵を集めて、いいものを作る方向で頑張っていければいいかなと思います。今日は本当にありがとうございます。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 釜井委員長、ありがとうございました。以上をもちまして「実効性のある消費者被害回復制度の実現を目指すシンポジウム」を終了いたします。今後の運営の参考にさせていただきたいと思いますので、ウェビナー終了後に URL が表示されますアンケートへのご回答にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様、お忙しい中、最後までご参加いただきましてまことにありがとうございました。

(了)